

自転車の罰則強化！！



11月1日の道路交通法の改正に伴い、自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました。

重大事故の防止のために、交通ルールを順守しましょう！



馬籠宿

駐在所だより
三輪 雄大
69 - 2032



運転中のながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車で乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外

違反者は、

6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、

1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



酒気帯び運転および帮助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

ご相談・ご要望は、
#9110
まで電話してください。



中津川
警察署



ホーム
ページ